

鬼怒川緊急対策プロジェクト進行中!

国、茨城県、結城市など7市町が主体となり、ハードとソフトが一体となった緊急的な治水対策を実施中。

ハード対策

- 決壊した堤防の本格的な復旧
- 高さや幅が足りない堤防の整備
- 洪水時の水位を下げるための河道掘削など



決壊箇所の堤防復旧工事完成(上三坂地区:平成28年6月10日撮影)

ソフト対策

- 豪雨時の行動を示した「タイムライン」の作成とそれに基づく訓練
- 地域住民などとの共同点検
- 広域避難に関する仕組みづくりなど



タイムラインのイメージ(関係20市町で作成)



共同点検の実施(沿川19市町で実施)

■ 「平成27年9月関東・東北豪雨」では、観測史上最多の雨量を記録するなどし、鬼怒川下流域においては、1箇所のみならず、7箇所の溢水が生じたほか、堤防の漏水や護岸崩壊などの被害が発生しました。

■ 大きな被害が発生した鬼怒川下流域(茨城県区間)において、「**水防災意識社会**」の再構築を目指し、国、茨城県、結城市など7市町が一体となり、緊急対策プロジェクトを実施中です。

平成29年8月時点工事実施状況 平成29年8月時点で45工事完成。9月時点で17工事施工中。



■ 上山川地区では、工事見学会を実施しました。

- 【実施日時】平成29年7月22日(土) 午前10時30分～正午
- 【場 所】鬼怒川右岸40.25k付近(結城市上山川地先)
- 【対 象 者】茨城県結城市上山川地区、山王地区の方
- 【見学内容】堤防整備工事、基盤造成工事の状況および現在の施工状況の確認
- 【参 加 者】地元住民の方など: 25人



下館河川事務所
ホームページ

築堤盛土確認状況



国民健康保険制度が変わります

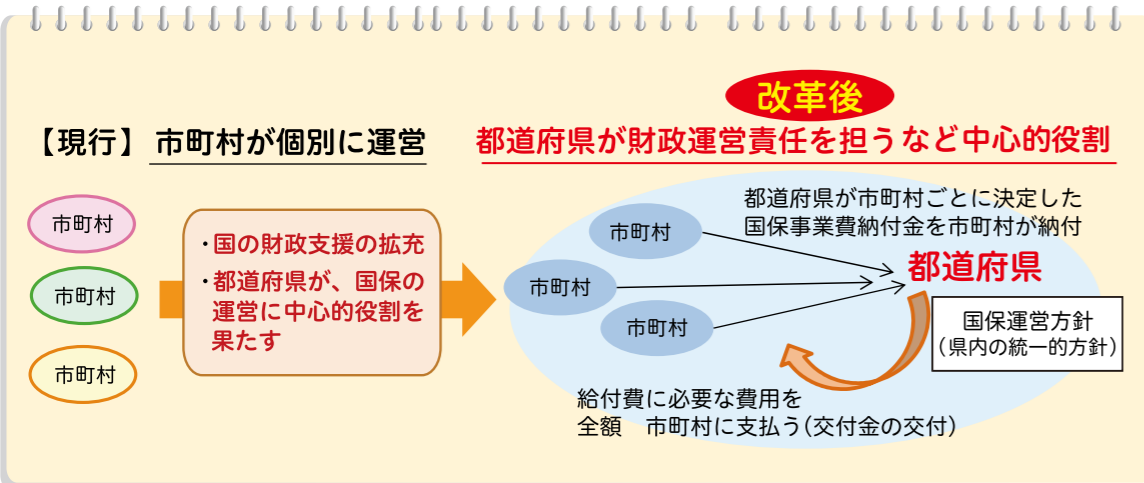
平成30年4月から

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心となる役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

制度改革後の都道府県と市町村の主な役割分担は、次のとおりです。

〈運営のあり方〉

- 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進



	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営	● 財政運営の責任主体 ● 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ● 財政安定化基金の設置・運営	● 国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	● 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	● 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証などの発行)
保険料の決定賦課・徴収	● 標準的な算定方法などにより、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	● 標準保険料率などを参考に保険料率を決定 ● 個々の事情に応じた賦課・徴収
保険給付	● 給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い ● 市町村が行った保険給付の点検	● 保険給付の決定 ● 個々の事情に応じた窓口負担減免など
保健事業	● 市町村に対し、必要な助言・支援	● 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

(資料) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律について(厚生労働省)



平成30年度からの制度改革により、都道府県は保険給付費額などを推計したうえで、国保事業費納付金を算定し、市町村に通知します。市町村は納付金を納めるために必要な費用の一部を、被保険者から保険税として徴収し、都道府県に納付します。この際、都道府県は市町村ごとの標準保険料率を算定・公表し、市町村は示された標準保険料率を参考に保険料率などを決定することとなります。



市保険年金課 ☎ 34-0418



市土木課 ☎ 34-0426